

六つ川台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定(令和7年2月12日改訂)

Ⅰ いじめの防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」(第2条)より

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

(3) 六つ川台小学校の方針と役割

いじめの未然防止		
児童	学校	保護者
<ul style="list-style-type: none">・運営委員会の取組 (児童会スローガンの達成)・人権委員会の取組 (あいさつ運動、思いやりポスト等) <p>○まず“想像する”：相手の気持ちを考える(最多の選択)</p>	<ul style="list-style-type: none">・職員の人権意識向上・いじめを許さない学級(学年、学校)風土づくり・いじめの存在、いじめの定義を、発達段階に応じて理解できるよう指導する・児童の社会的スキル横浜プログラムの積極的な活用・児童理解委員会(打ち合わせ)での児童情報の共有・教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・いじめを「しない」「させない」指導・基本的生活習慣の確立・学校との連携(連絡)
いじめの早期発見・早期対応		
児童	学校	保護者
<p>○Iメッセージで伝える：『やめて。』『それは傷つくよ。』</p> <p>○見たら動く(止める/知らせる/味方になる)</p> <p>○ひとりで抱えないで先生・家族に相談する</p>	<ul style="list-style-type: none">・職員相互の積極的な情報交換・児童理解委員会(打ち合わせ)での児童情報の共有・いじめ防止対策委員会の月1回以上の開催・いじめアンケート、YPアセスメント年2回以上の実施	<ul style="list-style-type: none">・いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校等に積極的に相談する・いじめを「しない」「させない」指導

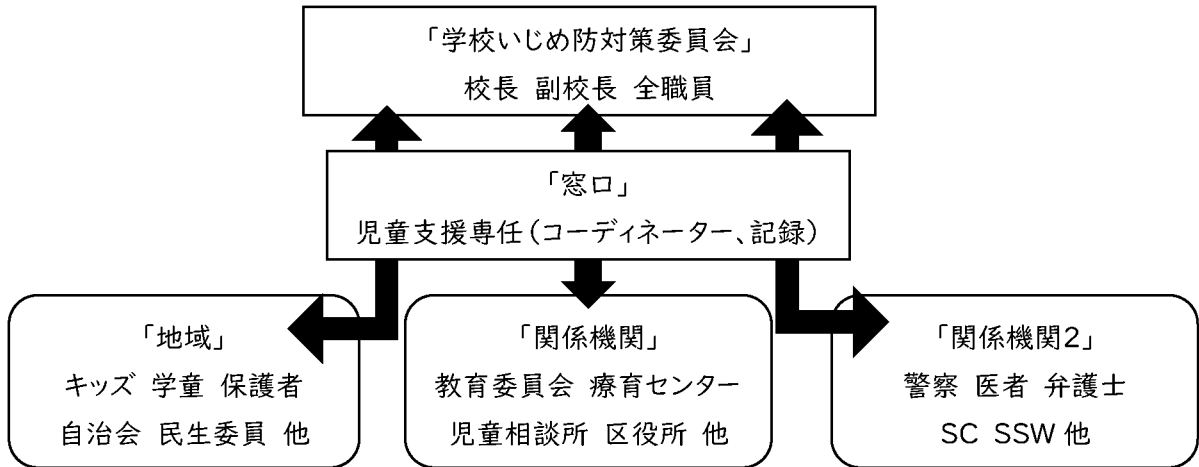
いじめに対する適切な対処・措置		
児童	学校	保護者
○ひとりで抱えないで先生・家族に相談する ○やり返さない・距離を取る・心を整える(セルフケア)	・職員相互の積極的な情報交換 ・児童理解委員会(打ち合わせ)での児童情報の共有 ・いじめ防止対策委員会の月1回以上の開催 ・教育相談体制の充実	・いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校等に積極的に相談する ・いじめを「しない」「させない」指導

○印は児童の声を原文通りに掲載しています。

※出典：「令和7年度児童アンケート『いじめをなくすために私たちができること』」集計(全学年対象)

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 構成



(2) 運営

- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- ・月一回月末に定例開催する。
- ・会議録を作成し、保管、進捗の管理を行う(いじめ対応情報管理システム)
- ・いじめの疑いがある場合は直ちに臨時会を開催する。

(3) 活動内容

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ・いじめ認知及び対応状況の共通理解
- ・いじめ防止に関する研修、情報共有
- ・気になる児童情報の共有
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携等、対応の実施
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

3 学校教育活動全体と連動した「いじめ防止等の取組」の年間計画

取組内容		
月	児童・学校	保護者・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容等の確認 ・児童理解研修(いじめの定義) ・児童引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、学級懇談会等で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・教育相談
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談) ・YP アセスメント実施① 支援検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談①
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会①
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中ブロック児童会議(8月区交流会に向けて) 「つながる、広げる、いじめ未然防止の輪」 ・スマホの安全な使い方教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学地地連(いじめ防止基本方針説明)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修会 (危機管理演習)をもとに、いじめ防止 ・校内研修の実施 ・横浜児童会議 区交流会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方プログラム全学級実施 ・児童会議振り返り 校内の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談②
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会を通した学級づくり、学校づくり 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント実施② 支援検討 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解決一斉キャンペーン実施 (無記名式アンケート・教育相談) ・人権週間の取組 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の共有(方針の見直しと整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・学校いじめ防止基本方針の改定 ・薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生説明会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・個人面談③
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度への引き継ぎ(校内・幼保小・小中) ・学校いじめ防止基本方針 HP 掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針の共有
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラム実施 ・カウンセラーによる相談 ・学校いじめ防止対策委員会(月1回・臨時) いじめの認知・支援方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会、校外委員による登下校の見守り

4 基本的な対応方針

(1)未然防止

基本的な方針	児童が主体となっていじめのない児童社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
教科・領域	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の機会を通してコミュニケーション能力を育む ・いじめの存在、いじめの定義を、発達段階に応じて理解できるよう指導する
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人権会議の取組を通して人権意識を高める ・横浜子ども会議で話し合われた内容について情報発信を行う
横浜プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 ・「児童の社会的スキル横浜プログラム」を実施し集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる

(2)早期発見

組織的に児童の状況や些細な兆候を察知することができるように、相談窓口を明示し、定期的な児童アンケートを実施する。早い段階からの確・迅速に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために次の取組を行う。

- ・児童に対しアンケートを実施する。
- ・教職員に対し見守りシートによる見とりを行う。
- ・アンケートを基に実態を把握後、いじめに関わる児童がいる学級は、すぐに一人ひとりと面談を行い、結果をすみやかに、いじめ防止対策委員会に報告する。面談結果の記録は、全職員で共有する。
- ・長期休業中にY Pアセスメント等を利用し学級の実態を見合う。学年全体で児童理解を深める。
- ・学年研究会で気になる子どもや言動について話題を出し、記録する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、得た情報を職員会議等で共有する。
- ・児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、アンケート等から状況を把握し、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進をする。

(3)事案の対処

- ・当該児童に対しては児童支援専任や担任などが事情や心情を聞き取り、児童の状態に合わせた継続的なケアを組織的に行う。
- ・当該児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聞き取った事実や再発防止に向けた今後の具体的取組、関係児童への指導内容を伝える。
- ・関係児童に対しては、児童支援専任や担任などが事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて組織的に適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・関係児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聞き取った事実や再発防止に向けた指導を伝え、家庭での指導及び支援を要請する。

以上の対応は、時系列を明らかにした記録を確実に行った上で、いじめ防止対策委員会を中核に教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対

策委員会を中核として速やかに対応し、組織的に当該児童を守り通すとともに、関係児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると思われる場合は、学校での適切な指導・支援を行い、当該児童の意向にも配慮した上で、学校長の判断で警察に相談・通報し、連携して当該児童を守る。

(4)いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

(a)いじめの行為が少なくとも3か月、継続されていないこと

(b)いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する。

(5)教職員等への研修

○年度始め

- ・児童理解研修(いじめの定義)
- ・児童情報の引継ぎ

○長期休業期間

- ・いじめ防止校内研修の実施
- ・YP活用研修の実施

○年度末

- ・いじめ防止基本方針の見直し
- ・児童情報の引継ぎ資料作成

(6)学校・家庭・地域連携事業等との連携

保護者や地域住民らによって組織される学校運営協議会を必要に応じて活用し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・学校説明会、学校運営協議会等の活用
- ・個人情報に十分配慮して、アンケート結果やそれに伴う対応を報告する。
- ・学校いじめ防止基本方針や保護者対応などについて助言を受ける。

5 重大事態への対処

(1) 定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の進め方(事実関係を明確にするための調査を実施)

① 対策委員会を組織

② 対策委員会を中核として重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰が、どのような態様であったか。いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか。学校・教職員がどのように対応したかなどの「事実関係」を可能な限り明確にする。

(4) 結果の提供及び報告

- ・ 教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。
- ・ これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、見直しを検討し、措置を講じる。